

A 様

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	佐 伯 育 三
同	橋 本 秀 一
同	松 本 しゅうじ

東クリーンセンター焼却炉談合事件に関する住民監査請求について（通知）

平成 21 年 10 月 20 日付をもって受付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理できないことに決定したので通知します。

記

第 1 請求の内容

平成 21 年 10 月 20 日付をもって受付けた住民監査請求書によると、請求の内容は次のとおりである。

1. 本件は、住民訴訟の神戸市焼却炉談合事件において、最高裁判決で確定した川崎重工業の神戸市への賠償金「弁済」の不足についてのものである。
2. 平成 21 年 4 月 23 日、最高裁が川崎重工業の上告を棄却し、上告受理申立も受理せず、「16 億 3770 万円と平成 12 年 4 月 29 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え」という大阪高裁判決が確定した。

これにより、平成 21 年 4 月 29 日時点で計算したところによると、川崎重工業が神戸市に支払うべき元利金は 24 億 1246 万 6500 円であったので、勝訴した住民の代理人は神戸市に対し、完全な債権回収の履行を求めるとともに、地方自治法による相当の報酬金も求めるところとなった。

3. しかし、この過程で次のことが判った。

実は、川崎重工業は、控訴審判決後の平成 19 年 11 月 27 日付内容証明郵便で、神戸市長に対し、16 億 3770 万円とその利息を「仮払い」するので 12 月 4 日までに振込口座の連絡をくれるよう求め、同日までに連絡のない場合には、「供託」手続をとるとし、さらに、これは仮払いで、上告審で川崎重工業が勝訴（一部でも）した場合は全部又は一部の返還を求めるとする通知をしていたのであった。

神戸市は、このような条件付の「仮払い」に対し、市として直ちに返答することはできなかったところ、川崎重工業は、平成 19 年 12 月 6 日付で「供託者（川崎重工業）は、被

供託者（神戸市）に対して、本債務の弁済受領を求めたが、被供託者はそれを拒絶し、あらかじめ受領を拒絶している。そこで、供託者は、改めて平成 19 年 11 月 28 日に、本債務金 22 億 5877 万 3115 円（16 億 3770 万円に平成 12 年 4 月 29 日から口頭の提供日までの利息 6 億 2107 万 3115 円を加えたもの）を支払う旨の口頭の提供を被供託者に行ったが、受領を拒否された」とする嘘の供託原因で、口頭の提供日（11 月 28 日）までの元利金総額 22 億 5877 万 3115 円を供託したのであった。

実際の内容証明郵便は条件付の仮払いの通告であったのに反して、供託原因には平成 19 年 11 月 28 日に口頭で無条件の弁済提供を行ったと書いてあり、ここには嘘とごまかしがある。

4. 川崎重工業は、住民訴訟で一貫して賠償義務を争い、上告審でも、既に全部又は一部でも弁済したとか供託した旨の主張はしておらず、被上告人ら住民も一切知らなかった。そして、前記のとおり住民代理人の報酬請求交渉の過程で、神戸市は供託されていたことを住民代理人に述べたので、住民は平成 21 年 6 月 18 日付で情報公開請求をし、6 月 26 日に開示決定により初めて公表された。これにより次のことがわかった。

神戸市は、最高裁判決後に計算した元利金を受領しておらず、供託金 22 億 5877 万 3115 円を平成 21 年 5 月 25 日に受領し入金処理して、5 月 31 日に 22 億 5949 万 5921 円を調停処理したことになっていた。

そこで、住民の勝訴した正しい判決により神戸市が得られる金員（元利金）を確定し、それを前提に今後の正しい対応を求める必要も生じている。

5. この問題は、前記の内容証明による条件付仮払い通告と供託に原因として記載された平成 19 年 11 月 28 日に口頭の提供をしたという点をどう評価するか、かかる条件付の通告や不実の供託が許されるのか、また有効かという点にある。

供託書には、条件付の弁済供託でなく無条件で本旨の弁済提供をしたという記載がある。だから神戸市は、供託書の文言のとおり無条件の提供として受け取れるから有効ともとれるという考えもあろう。

しかし、直前に神戸市に対して、「上告中であり、勝訴の場合は返還請求する」という平成 19 年 11 月 27 日付内容証明郵便を出して、平成 19 年 12 月 4 日までに返答を求めた仮払い通告は存するが、「平成 19 年 11 月 28 日に口頭で弁済提供した」というのは全く不実であり、適法有効な弁済提供にならない。

いうまでもなく、大審院以来金銭債務の弁済の提供は原則債務の全額であることを判示している。そして、一方的な条件のない適法な提供（口頭の提供）も要件とする。事案は異なるが、交通事故係争中に一審判決の金員を全額任意に提供し供託した場合は、控訴審判決の結果で全体の一部となってもその範囲で弁済提供は有効で、受領を拒絶した場合の弁済供託は有効という最高裁判例（平成 6.7.18 民集 48-5-1165）はある。この最高裁判例は、有効な弁済提供をした上で一審判決認容額の全額を供託し、その上附帯控訴で供託により債務消滅の抗弁を主張した事案である。

本件では、弁済提供や弁済供託について川崎重工業は裁判上何の主張もしていない点でも最高裁判例の及ばない事例である。そして、前記のとおりそもそも本件は真に適法な任意弁済提供とは評価できない。

6. したがって、無効な弁済提供、供託であるから、神戸市は川崎重工業に供託時までの元利金だけでなく、上告審で確定した後真実に完済するまでの元利金を請求すべきである。神戸市が法務局所定の金利を含め判決の全額金として 22 億 5877 万 3115 円を入金処理したとすれば、この点誤りがある。仮に、一部入金としては理解できるとしても、これをもって元利金完済とは評価できない。本来の完済までの利息金も請求できるというべきであ

る。

神戸市は正当な損害金額を回収すべき責任がある。

7. よって、川崎重工業が神戸市に対して正しく支払うべき金員を計算する。

(1) 確定判決は、元金 16 億 3770 万円と平成 12 年 4 月 29 日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員を支払うよう命じている。

前記のとおり、平成 19 年 12 月 16 日の供託には嘘があり、有効でない。

よって、16 億 3770 万円と平成 21 年 10 月 29 日時点の 9 年 6 ヶ月の期間の金利を計算すると、

$$\begin{aligned} &16 \text{ 億 } 3770 \text{ 万円} + 16 \text{ 億 } 3770 \text{ 万円} \times 0.05 \times 9.5 \\ &= 24 \text{ 億 } 1560 \text{ 万 } 7500 \text{ 円} \end{aligned}$$

となり、同金が未払いである。

(2) 仮に、上記のうちと平成 21 年 5 月 25 日の 22 億 5877 万 3115 円の供託分（実調停額 22 億 5949 万 5921 円）が 5 月 27 日時点で入金処理されていたとしても、その時点までの元金 16 億 3770 万円と年 5 分の割合による金員 9 年と 28 日分の金利 $16 \text{ 億 } 3770 \text{ 万円} \times 0.05 \times (9 + 28 / 365) = 7 \text{ 億 } 4324 \text{ 万 } 6589 \text{ 円}$ の合計分に充当されることとなる。

そして、一部弁済金は、まず利息金に充当されるから、元金に充当されるのは $22 \text{ 億 } 5949 \text{ 万 } 5921 \text{ 円} - 7 \text{ 億 } 4324 \text{ 万 } 6589 \text{ 円} = 15 \text{ 億 } 1624 \text{ 万 } 9332 \text{ 円}$ となり、つまり元本のうち 16 億 3770 万円 $- 15 \text{ 億 } 1624 \text{ 万 } 9332 \text{ 円} = 1 \text{ 億 } 2145 \text{ 万 } 668 \text{ 円}$ が残っていることとなる。

よって、今でも 1 億 2145 万 668 円及び平成 21 年 5 月 28 日以降年 5 分の割合による金員を支払うべきということになる。

8. よって、神戸市としては、少なくとも前記 7 項(2)の 1 億 2145 万 668 円及び同金に対し年 5 分の割合による金員を請求すべきところ、神戸市長ら担当者はこれを怠り、また川崎重工業は同金を支払っていないことになる。

以上により、地方自治法 242 条により、神戸市の有する債権の行使を怠って、市に損害を与えている神戸市長ら職員も、川崎重工業と同様の責任を負うべきと思料するので、資料を添え、住民監査請求する。

第 2 受理できない理由

地方自治法第 242 条に定める住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実により普通地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、執行機関又は職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的とするものである。

従って、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、当該地方公共団体の執行機関又は職員の法令違反等による具体的な損害の発生等を伴う違法又は不当な財務会計行為であることが必要である。

本件請求についてみると、請求人は「実際の内容証明郵便は条件付の仮払いの通告であったのに反して、供託原因には平成 19 年 11 月 28 日に口頭で無条件の弁済提供を行ったと書いてあり、ここには嘘とごまかしがある。…そもそも本件は真に適法な任意弁済提供とは評価できない。したがって、無効な弁済提供、供託であるから、神戸市は川崎重工業に供託時までの元利金だけでなく、上告審で確定した後真実に完済するまでの元利金を請求すべきである。」と記載しており、供託が無効であるから、供託による弁済も無効であり、神戸市は確定した住民訴

訟判決に基づく債権の行使を未だ行っていないことになるから、すなわち財産の管理を怠っていると主張していると認められる。

一方、請求書の記載によれば「神戸市は…供託金 22 億 5877 万 3115 円を平成 21 年 5 月 25 日に受領し入金処理して、5 月 31 日に 22 億 5949 万 5921 円を調停処理した」のであり、それを証する書面が添付されている。

昭和 45 年 7 月 15 日最高裁判決は供託物取戻請求に関するものではあるが、その趣旨は、供託の受理、不受理、供託物の払渡請求の認可、不認可等についても、供託官の行為は行政処分であるとされている。

このことから、供託官により供託が受理されている以上、公定力を有するので、神戸市が供託を有効と判断するのは当然であり、また、請求人が請求書に添付している書類から、神戸市は供託金の払渡請求により債権の行使をしているのは明らかであり、財産の管理を怠る事実が存在しないのは明白である。

加えて、供託は市の行為ではなく、供託官の行政処分であることから、請求人が主張する供託無効の判断は、地方公共団体の住民監査請求にはなじまない。

よって、本件請求は、地方自治法第 242 条に定める住民監査請求の要件を欠いているので受理することができない。